

令和6年2月16日

「家計調査 2025 年収支項目分類改定（案）」に関する意見募集の結果

総務省は、「家計調査2025年収支項目分類改定（案）」について、令和5年12月1日（金）から令和6年1月5日（金）までの間、意見募集を行ったところ、3件の御意見を頂きましたので、提出された御意見及びそれに対する総務省の考え方を公表します。

1 経緯等

総務省は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査（基幹統計「家計統計」を作成するための調査）として、毎月「家計調査」を実施し、収支項目分類に従って分類し集計した結果を公表しています。

家計調査の収支項目分類は、家計消費の変化に対応するため、原則として消費者物価指数の基準改定年に合わせて、5年ごとに見直しを行っており、今回も従前と同様、令和7年（2025年）に改定を行います。これに関する収支項目分類改定（案）について、意見募集を行いました。

2 意見募集の結果

令和5年12月1日（金）から令和6年1月5日（金）までの間、意見募集を行った結果、収支項目分類改定（案）に対する御意見を3件頂きました。提出された御意見及びそれに対する総務省の考え方は別紙1のとおりです。

3 今後のスケジュール（予定）

提出された御意見を踏まえ、原案（別紙2）のとおり家計調査 2025 年収支項目分類改定を行い、令和7年（2025年）1月分から適用する予定です。

連絡先

総務省統計局統計調査部消費統計課審査発表係

担当：課長補佐 高岡

審査発表係長 安武

電話：03-5273-1174（直通）

E-mail：w-shinsa_atmark_soumu.go.jp

（注）スパムメール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「_atmark_」を「@」に置き換えてください。

「家計調査2025年収支項目分類改定（案）」に対して提出された意見及び総務省の考え方
（令和5年12月1日～令和6年1月5日意見募集）

No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	本筋と違う意見になるかもしれませんが、家計単位ではなく、個人単位にすべきでは無いですでしょうか？昔と違って男が稼いで女が家を守る的な習慣も薄れてきている今、統計は家単位ではなく個人単位に修正していくのが正しいと感じています。	頂いた御意見は今回の意見募集の対象外の御意見のため、今後の参考として承ります。	無
2	無記名	「(1)収支項目分類の分割」について、マスクを新たな収支項目分類として独立させるのならば、それと同程度に感染症対策・保健衛生目的で日常用いられている消毒用アルコール液も独立した収支項目分類とするか、「マスク・消毒用アルコール液」で1つの収支項目分類とすべきである。 (2)(3)については、改定案に賛成する。	収支項目分類の改定案を検討するに当たっては、消費支出に占める割合、調査票（家計簿）への記入実態、調査・集計の技術的側面などを勘案するとともに、販売統計や業界団体が公表している市場規模などを参考にしております。 改定案の検討の中で、御指摘の消毒用アルコール液の分割については、見送ることとしたところです。 また、消毒用アルコール液を含む現行の品目が「他の医薬品」などで、マスクを含む「保健用消耗品」とは中分類が異なることから、消毒用アルコール液をマスクと統合することは困難です。	無
3	無記名	葉茎類に「こまつな」を、その他の野菜に「アボカド」を、医薬品に「消炎・解熱・鎮痛薬」の項目追加を検討すべき。 他の野菜の「さやまめ」を削除を検討すべき。 他の諸雑費の「介護サービス」は独立項目の検討をすべき。	収支項目分類の改定案を検討するに当たっては、消費支出に占める割合、調査票（家計簿）への記入実態、調査・集計の技術的側面などを勘案するとともに、販売統計や業界団体が公表している市場規模などを参考にしております。 改定案の検討の中で、御指摘のこまつな、アボカド及び解熱鎮痛薬の分割並びに「さやまめ」の統合については、見送ることとしたところです。 なお、御指摘の「介護サービス」については、現行の収支項目分類において、「他の諸雑費」の中の品目として既に設定済みです。	無

○提出意見数：3件

※提出意見数は、意見提出者数としています。